

衆議院文部科学委員会ニュース

【第217回国会】令和7年5月9日（金）、第12回の委員会が開かれました。

- 1 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第9号）
 - ・石破内閣総理大臣、あべ文部科学大臣、赤松文部科学大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。
 - ・委員外議員（田村貴昭君（共産））の発言について協議決定しました。
（質疑者）萩生田光一君（自民）、川内博史君（立憲）、眞野哲君（立憲）、坂本祐之輔君（立憲）、うるま讓司君（維新）、美延映夫君（維新）、日野紗里亜君（国民）、浮島智子君（公明）、大石あきこ君（れ新）、田村貴昭君（共産）、津村啓介君（立憲）、高橋英明君（維新）、西岡義高君（国民）

（質疑者及び主な質疑事項）

萩生田光一君（自民）

- （1） 令和8年度からの中学校の35人学級を実現するために、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正案を令和7年度中に国会に提出することの確認
- （2） 財務大臣や内閣総理大臣とも渡り合って必要な教育予算の確保や制度改正等を行うというあべ文部科学大臣の決意

川内博史君（立憲）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（給特法）等の一部を改正する法律案について

- ア 幼稚園、保育園及び認定こども園の教員・保育士について
 - a 処遇改善のために、平成25年度から令和6年度にかけて計上した予算額
 - b 処遇改善後における職種別の賃金の平均値及び中央値
- イ 給特法の対象に公立幼稚園の教員が含まれることの確認
- ウ 一部の地方公共団体において公立幼稚園の教員へ教職調整額が支給されていない実態について
 - a 文部科学省による把握状況
 - b 網羅的に把握した上で各地方公共団体が給特法を遵守するように対処する必要性
- エ 義務教育等教員特別手当について
 - a 地方公共団体が文部科学省からの通知等を参考にした上で条例において定めるものであること
の確認
 - b 学級担任への加算ではなく全教員に一律に支給するという内容の条例が本法律案による改正後の給特法に違反しないことの確認
 - c 従前どおり全教員に対して一律に支給することも本法律案による改正後の給特法に照らして違法ではないことを地方公共団体に周知する必要性

眞野哲君（立憲）

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について

- ア 過去10年間における教員の過労死の認定件数
- イ 教員の公務災害の認定要件に時間外在校等時間が加味されるか否かの確認
- ウ 教員の時間外在校等時間を残業時間として扱うことの可否

- エ 本法律案により教育委員会に対して策定及び公表等が義務付けられる業務量管理・健康確保措置実施計画について
- a 働き過ぎによる過労死等を防止するための内容
 - b 計画どおり実施されない場合の措置
 - c 計画どおり実施されない場合の責任の所在
- オ 平成18年度の三位一体の改革において義務教育費国庫負担制度における国の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられたことが教職員の処遇に大きな影響を与え続けているという指摘に対するあべ文部科学大臣の見解

坂本祐之輔君（立憲）

- (1) あべ文部科学大臣によるガーナ・エジプト出張の必要性及び成果
- (2) 赤松文部科学大臣政務官によるインド出張の必要性、成果及びモディ・インド首相とのやり取りの内容
- (3) 部活動の地域移行を行うのではなく外部指導者を確保することで教員の負担軽減を進めるべきとの意見に対するあべ文部科学大臣の見解
- (4) 学校給食米の価格高騰に対して文部科学省が地方公共団体へ物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の活用を促すことや当該交付金では支援しきれない場合における速やかな対策の必要性及び高校生への昼食支援の必要性に対するあべ文部科学大臣の見解
- (5) 多忙な教員といわゆるカリキュラム・オーバーロードの現状を踏まえた、学校を教員と子供が夢や希望を語り合える場に戻していく必要性に対するあべ文部科学大臣の見解
- (6) 令和7年4月18日の文部科学委員会で佐久間参考人が要望した「第8次教員定数改善計画」に対するあべ文部科学大臣の見解

うるま讓司君（維新）

- (1) 教職員の労務管理のための産業医の選任及び学校保健安全法と労働安全衛生法の整合を図るための制度的な見直しの必要性
- (2) 学校運営協議会の設置を全国で推進すると同時に教員の構成員参加を制度的に位置付け、学校運営の支援機能を一層強化する必要性
- (3) 中央教育審議会に現場の教員の声が反映されるよう、教員代表を加える仕組みを導入する必要性
- (4) 中学校35人学級を実現するために今後3年で1万7千人の教員が必要との報道に対する文部科学省の認識、都道府県や政令市が新規採用・配置を期限内に実施できる可能性及び教員数の段階的改善についての国における財源措置の裏付けも含めた具体的道筋の内容
- (5) 令和7年4月18日の文部科学委員会で佐久間参考人が指摘した正規教員の削減から始まる現在の教員不足や長時間労働の悪循環に関する文部科学省の反省及び同じ過ちを繰り返さないための仕組みを講じる必要性

美延映夫君（維新）

- (1) 教職調整額を全国一律で引き上げることによる公立学校教員の年収の地域間格差の問題に対する認識
- (2) 教員の人事評価やその結果をボーナス等に反映する仕組みの必要性に対するあべ文部科学大臣の見解
- (3) 各学校に副校長及び教頭を配置し、いわゆる教育と離れた業務を副校長が担当することにより教頭の業務負担を減らす必要性

- (4) 教職調整額を10%まで引き上げる根拠について、昭和55年度のいわゆる人材確保法による処遇改善後の水準とした理由
- (5) 「学校・教師が担う業務に係る3分類」に基づく業務の役割分担や適正化を進めるために重要となる保護者や地域住民の理解や協力が得られるよう文部科学省が行う取組
- (6) スクールロイヤールの活用も含めた、過剰な苦情や不当な要求を行う保護者に対応する教師の負担軽減の必要性

日野紗里亜君（国民）

- (1) 文部科学省「教員勤務実態調査（令和4年度）」について
 - ア 調査の結果、重点的な支援が必要と判断された地域の具体名
 - イ 時間外在校等時間が長い地方公共団体及び教員休職率の高い地方公共団体の具体名
 - ウ 時間外在校等時間が長い地方公共団体及び教員休職率の高い地方公共団体に共通する課題の例
- (2) 主務教諭について
 - ア 配置及び任用の在り方についての想定
 - イ 異動等によって主務教諭の配置に濃淡が生ずる懸念への政府の見解
 - ウ 養護教諭や栄養教諭が主務教諭に任用される可能性
- (3) 公立小・中学校長に求められる資質及び役割
- (4) 教員を志望する女性が減少している要因
- (5) 教育現場における専門職と教員の連携等について
 - ア 専門職と教員との連携及び役割分担についての課題
 - イ 政府として把握している連携体制等に関する好事例

浮島智子君（公明）

- (1) 次期学習指導要領の検討と併せて、教職員定数、学校設備及び学校運営費の充実を進めることの必要性
- (2) 多様な専門家が、教育学部に入り直すことなく教員の普通免許を取得できるよう、教育職員免許法を見直す必要性
- (3) 教育の質の向上のため、授業実践が共有されるプラットフォームの形成及び教育データベースの整備等の取組に、文部科学省、教育委員会、国立教育政策研究所及び教職員支援機構等が一体となって取り組むべきであるとの見解についてのあべ文部科学大臣の所見
- (4) 次代を担う子供たちの学びのため公教育再生をリードすることについてのあべ文部科学大臣の覚悟

大石あきこ君（れ新）

勤務時間外の部活動指導が労働基準法第32条の「労働時間」に該当する可能性がないことについての文部科学省及び厚生労働省の見解

田村貴昭君（共産）

- (1) 埼玉県における公立小学校教員の時間外労働に対する残業代支払請求訴訟において、給特法に基づき労働基準法上の残業代請求権は認められない旨の判決がなされたことは、労働者として保障されるべき権利が給特法により阻害されていることを示しているとの見解についてのあべ文部科学大臣の所見
- (2) いわゆる超勤4項目以外の時間外労働についても労働時間を把握し、残業代を支給する必要性

- (3) 教員の時間外勤務時間を把握し縮減を図ることについての校長の義務の有無及び法改正に伴う見直しの有無
- (4) 校長が業務時間を縮減する方策
- (5) ILO・ユネスコ教員の地位勧告適用合同専門家委員会（CEART）が日本政府に対して行った教員の労働時間の削減と適切な報酬支払いに係る勧告についての文部科学省としての受け止め
- (6) 子供一人当たりの教員数を増やす必要性
- (7) 小学校における30人以下学級及び中学校における35人学級の実現に向けた計画を策定する必要性

(ここから内閣総理大臣出席)

萩生田光一君（自民）

教育の無償化に関する議論が教員関連を含む他の教育予算に影響を与えないことの確認

津村啓介君（立憲）

- (1) 石破内閣総理大臣の政治資金収支報告書に係る週刊誌報道について
 - ア 報道にある2名と石破内閣総理大臣との関係
 - イ 過去に両名からの献金及び両名へのパーティー券の販売がないことの確認
- (2) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律案について
 - ア 令和11年度までに平均時間外在校等時間を月30時間程度に削減する旨を附則に明記し、国として取組の工程を示す必要性
 - イ 学習指導要領の見直しについて
 - a 児童生徒と教員双方の負担軽減に向けた見直しの必要性
 - b 標準授業時数が増える可能性に対する懸念
 - ウ 教員への不当な要求や過剰な苦情等の問題解決に向けた支援策
 - エ 教員の勤務状況の調査について
 - a 従前の教員勤務実態調査にも留意し、継続的に調査を行う必要性
 - b 持ち帰り業務についても調査を行う必要性
 - オ 乗ずる数の変更を含む計画的な定数改善の見通しを示す必要性
 - カ 財政力の弱い小規模な地方公共団体が本法律案の趣旨を実現できるように国が財政支援を含めたサポートをする必要性
 - キ 将来的な給特法の在り方について、廃止や抜本的な見直しを含めて再検討する必要性
 - ク 学習指導要領の見直し等の教育政策について、石破内閣総理大臣がリーダーシップを持って取り組む必要性

高橋英明君（維新）

- (1) 憲法改正について
 - ア 憲法改正はもとより自主憲法を制定する必要性
 - イ 国民投票に対する石破内閣総理大臣の見解
 - ウ 自主憲法制定に対する石破内閣総理大臣の見解
- (2) 教職が誇り高い職業であるという社会の雰囲気づくりを国が行う必要性

西岡義高君（国民）

- （1） 就職氷河期世代の教員への積極採用について、国が主導して行う必要性
- （2） 労働の対価として適正に賃金が支払われるべきという意見に対する石破内閣総理大臣の見解
- （3） 教員の賃金の現状及び不断の見直しが必要である給特法の今後の方向性

浮島智子君（公明）

令和8年度からの中学校35人学級の早期実現に向けた石破内閣総理大臣の決意

大石あきこ君（れ新）

- （1） 石破内閣が法律を守ることの確認
- （2） 石破内閣が教員に適用される労働基準法と給特法を守ることの確認